

次期中期目標の策定(案)

1 趣 旨

今年度は、公立大学法人熊本県立大学の中期目標期間（平成18～23年度）の最終年度に当たり、地方独立行政法人法第25条及び第78条に基づき、設立団体の長である熊本県知事が次期の中期目標（6年間）を定める必要がある。

中期目標を定める際には、同法第25条3項に基づきあらかじめ評価委員会の意見を聴く必要があることから、今後検討を進める次期中期目標の策定の考え方について、事前に評価委員会の意見を伺うもの。

2 現中期目標の評価

○ 平成18～21年度までの評価委員会の年度業務実績評価や平成22年度の認証評価機関の評価を見ると、県立大学の個別の取組の中には改善が必要な部分が一部見受けられるものの、全体としては現中期目標及び中期計画に沿って取り組んだ結果、大学の地域貢献度で上位にランキングし、財務状況においても良好である等、順調な成果を上げている。

このことから、現中期目標及び中期計画の内容について大きな問題点はないと考えている。

○ 現中期目標は、公立大学法人化後初めての目標であり、円滑な法人制度への移行に軸足が置かれたものであったことから、項目数が多かったため、重点的に取り組む項目が分かりづらくなっている。

3 次期中期目標の策定の考え方

○ 上記評価を踏まえ、次期中期目標については、新たにゼロベースからつくりあげるのではなく、現中期目標を基本として、新たな取組の必要性や残された課題への対応等を検討し、項目の追加、修正及び削除を行うこととする。

○ 中期目標の軸足を安定した大学運営から大学運営の質の向上に移し、重点的に取り組むべき項目について目標を示すこととする。

4 次期中期目標の検討の進め方

(1) 検討項目

次の3点から検討を行う。

① これまでの業務実績評価と平成23年度年度計画の検証

- ・ 年度評価（H18～H21）、認証評価機関の評価等、これまでになされた法人の業務運営に対する評価によりこれまでの成果を検証し、改善が必要とされている点を把握する。（別添資料2-2「現中期目標及び中期計画に係る評価結果等（概要版）」及び資料2-3「同（詳細版）」参照）
- ・ 法人が自己評価の結果に基づき策定した平成23年度年度計画により、中期計画の進捗状況を把握するとともに、積み残しの部分を検証する。

② 意見要望の反映

公立大学法人熊本県立大学のいわゆる顧客である、県民、企業、庁内各課等の意見を、パブリックコメント及びアンケート調査等により徴取する。

③ 社会情勢の把握

中央教育審議会から提言されている項目等により大学教育を取り巻く社会情勢の変化を把握する。

<p>(例－１) 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（中央教育審議会平成23年1月31日答申）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制整備 ・養成する人材像及び能力を明確化した職業教育の充実、実践的な教育の展開 ・生涯学習ニーズ等への対応 <p>(例－２) 「グローバル化社会の大学院教育（中央教育審議会平成23年1月31日答申）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課程制大学院制度の趣旨に沿った体系的な教育の確立 ・学生の質を保證する組織的な教育・研究指導体制の確立 ・教育情報の公表の推進 ・産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立
--

(2) スケジュール (別添資料1-2 県立大学中期目標の策定等に関するスケジュール参照)

【参考1】

先行他大学の事例

区分 ()内は法人化年度	中期目標 項目数			中期計画 項目数		
	第1期	第2期	増減	第1期	第2期	増減
熊本県立大学 (H18)	50	未定	—	179	未定	—
国際教養大学 (H16)	32	30	△2	82	109	+27
岩手県立大学 (H17)	31	37	+6	260	61	△199
横浜市立大学 (H17)	56	35	△21	243	62	△181
北九州市立大学 (H17)	46	16	△30	179	68	△111
※熊本大学 (H16)	66	37	△29	216	92	△124

(※＝国立大学法人)

【参考2】

地方独立行政法人法

(中期目標)

- 第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - (4) 財務内容の改善に関する事項
 - (5) その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

- 第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。
- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 公立大学法人に関する第26条第4項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第78条第2項に定める事項」とする。